

外国人台帳制度に関する懇談会（第2回）議事概要

- 1 開催日時：平成20年5月19日（月）13：00～15：10
- 2 開催場所：総務省8階共用801会議室
- 3 出席委員：藤原座長、角委員、坂井委員、竹腰委員、中西委員、長岡委員、日高委員、細越委員、山脇委員、吉岡委員
- 4 主な議題：
地方公共団体からのヒアリング：静岡県、浜松市、豊川市、大阪市生野区
- 5 議事の概要：
 - ・ 都道府県においても、在留外国人の人口等に係る情報は、多文化共生を反映した行政を実施していく上で重要である。
 - ・ 外国人の住所の異動に伴う、登録原票の送付、受取りには概ね1週間程度の日数を要している。
 - ・ 再入国許可を得て出国する場合、長期にわたり再入国しない場合においても外国人登録原票が閉鎖されないことから、居住実態が反映されない場合がある。
 - ・ 現行制度には転出届の制度がないため、例えば健康保険証を返納することなく引っ越してしまい、転入地市町村で国民健康保険の加入手続きをせずに転出地市町村の健康保険証を引き続き使用した場合に、転出地市町村が医療費を請求されてしまうという事態が生じている。
 - ・ 対象となる外国人の範囲については、行政や受入機関等の関わり方の観点からも考えていく必要がある。
 - ・ 入国時に在留カードを交付された後、市町村に居住地を届け出ることについて、実効性の確保を図る必要があるのではないか。

（以上）